

禮備事畢、故今遣使船告之、就白、去歲對府偶有不虞之變、屋舍多罹醜攸之災、馬島元是海中之濟幸、地狹田少、而他州之穀米不便於運轉、於是貴大君降沛澤之恩、施賑恤之政、發公倉普賜官米、是以國中昭蘇殆忘遭災也、他惠之厚、我儕之慶、不易言也、俯冀盛諒、餘事勒使行、不宣、

萬治三年庚子月日

對馬守平義真

又

日本國臣從四位侍從對馬守平義真、致書朝鮮國禮曹參議大人閣下、鄰好不渝、交義惟渥、聞喜貴國安平、本邦亦靜壹、勿勞遐懷、去歲專价到馬島、被謝疏黃轉送、既依執政以啓稟我貴大君、而土宜件件如別錄、被檢領之、因差行人告諭焉、去冬對府不幸有火災、屋宇罹池魚者多多、且洲之爲地、田畝狹少、海島孤絕、故穀米甚乏、運漕有煩、今逢此變、將及饑幸、爰貴大君垂仁惠施荒政、忝賜官米賑恤焉、國中浴恩霈之澤、而忘回祿之憂、我儕歡抃何以加焉、統希亮察、餘附使者以演焉、不宣、

萬治三年庚子月日

對馬守平義真露峯文集、

遣陶工事例

太守在州之日、遣陶工、則自太守贈書東萊釜山、而告土薪之事、倘太守在東都、則以奉行之書、而告事於東萊釜山、是舊例也、按するに、此事及び下の求醫の事は、因に附載す、

招求醫者事例

一明曆三年、遣書於禮曹、招請醫生、此時韓主簿來到、往復書在輪番柏長老書稿、
一寬文十二年、遣書於禮曹、招請醫生、此時咸主簿來到、往復書在輪番厚長老書稿、

一延寶六年戊午、遣書於禮曹、招請醫生、此時朴別將來到、往復書在番輪竺西堂書稿、以上、韓錄、
延享三丙寅年七月、宗對馬守義如、近年交易利潤これなく、勝手向差支難澁のむね御聞に達し、御手當として金壹萬兩宛年々賜はるよし、同年九月、同斷により願のこごとく金三萬兩拜借、
一寶曆五乙亥年七月、同斷により三年のうち、毎歲金壹萬兩宛賜はる、同八戊寅年六月、同斷御用途不辨難澁により、金壹萬兩拜借、
一明和七寅庚年、近年朝鮮交易中絶により、御手當として大坂金藏において、年々銀三百貫目宛拜借、
一安永五丙申年三月、朝鮮國交易断絶に及ふにより、綠楓漫筆によるに、これ公貿易断絶にちよひしをいふなるへし、御役

儀相續のため、永く御手當として、毎歲金壹萬貳千兩宛賜はるへきの旨、對馬守義暢に懇命あり、
是等の事、元より貿易の盛衰に關係せるを以て、こゝに收む
○考證は、こゝに宗氏通信御用御手當并拜借金の條にあり、

通航一覽卷之百二十九

朝鮮國部百五

○貿易 潜商罪科、罪蘇禁制告諭、商賈金高并銅渡方、

元和六庚申年、宗對馬守義成、命によりて、竹島朝鮮國屬島に於て潜商のもの二人を捕へて、京師に送る、その罪科いまだ所見、寛文四甲辰年、多年朝鮮に武器等を潜販せしもの數十人を召捕へ、その輕重にしたかひて、刑罪に處せられ、宗對馬守義真に命して、かの國に書を贈りてこれを質さしむ、爾來しばしば、其事ありて死刑に行はる、同十二壬子年、對馬國佐須奈浦に新關をおき、朝鮮往來の船を監察す、新關の事、前の和館の條に出す、移館の始末併せ考ふへし、

元和六年庚申、本國按するに、磯竹島は即捕之門者竊渡海、居儀竹島之間、竹島をいふなり、商賈彌左衛門、仁右可送京都之由有台命、依之義成君被遣小田治郎右衛門、阿比留新左衛門、高松彌左衛門、小島平左衛門、山下五左衛門、小田、阿比留早速到彼島、捕二人歸了、於是以人見三右衛門、吉田庄右衛門爲使者、

通航一覽卷之百二十八終

